

医政発 0331 第 17 号
令和 3 年 3 月 31 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

「社会医療法人の認定について」の一部改正について

令和 3 年度税制改正の大綱（令和 2 年 12 月 21 日閣議決定）において、「社会医療法人制度における認定要件のうち救急医療等確保事業に係る業務の実績が一定の基準に適合することとの要件について、関係法令の改正により夜間等救急自動車等搬送件数及びへき地診療所に対する医師の延べ派遣日数等の基準値に係る特例を追加する見直しが行われた後も、現行の社会医療法人に対する特例措置と同様の特例措置を講ずることとされました。これに基づき、当該要件を定めた厚生労働省告示の改正を行い、その内容については、本日付で「「医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件」の告示について（令和 3 年医政発 0331 第 3 号厚生労働省医政局長通知）」において通知したところです。

これを受けて、「社会医療法人の認定について（平成 20 年 3 月 31 日医政発第 0331008 号）」について、別添のとおり改正し、原則として本年 4 月 1 日から適用することとしたので、貴職におかれては、御了知の上、適正な運用に努めるとともに、遗漏のないよう、貴管下の医療法人に周知徹底を図るようお願いいたします。

記

第 1 改正の内容について

「社会医療法人の認定について」（平成 20 年医政発第 0331008 号）

- | | |
|-------------------------------|------|
| ・別添 1 の一部改正 | 別紙 1 |
| ・添付書類 1 - 2 (救急医療) の一部改正 | 別紙 2 |
| ・添付書類 1 - 3 (精神科救急医療) の一部改正 | 別紙 3 |
| ・添付書類 3 - 1 (へき地医療) の一部改正 | 別紙 4 |
| ・添付書類 3 - 2 (へき地医療) の一部改正 | 別紙 5 |
| ・添付書類 3 - 3 (へき地医療) の一部改正 | 別紙 6 |
| ・添付書類 3 - 4 (へき地医療) の一部改正 | 別紙 7 |
| ・添付書類 3 - 5 (へき地医療) の一部改正 | 別紙 8 |

第2 施行期日等

上記の改正通知は本年4月1日より適用する。ただし、本通知の適用前に行われた医療法施行令（昭和23年政令第326号）第5条の5の規定に基づく社会医療法人に係る認定の申請又は社会医療法人による医療法（昭和23年法律第205号。）第52条第1項の規定に基づく書類の届出であって、当該申請又は届出における同法第42条の2第1項第5号ハに規定する実績に令和2年2月以降の月の分の実績を含むものについては、改正後通知の規定を適用する。

○「社会医療法人の認定について」（平成20年3月31日医政発0331008号）別添1の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改 正 後				改 正 前			
業務の区分	当該業務を行う病院又は診療所の構造設備	当該業務を行うための体制	当該業務の実績	業務の区分	当該業務を行う病院又は診療所の構造設備	当該業務を行うための体制	当該業務の実績
救急医療	(略)	(略)	<p>1又は2の基準に該当すること。</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 当該病院において夜間等救急自動車等搬送件数を<u>3</u>で除した数が750件以上であること。</p> <p>※「夜間等救急自動車等搬送件数」とは、直近に終了した3会計年度における夜間（午後6時から翌日の午前8時までをいうものとし、休日を除く。）及び休日（日曜日、国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日、年末年始の日（1月1日を除く12月29日から1月3日まで）及び土曜日又はその振替日）における救急自動車等による搬送を受け入れた件数（災害医療においても同じ。）をいう。なお、「救急自動車等による搬送」とは、救急自動車及びこれに準ずる車両並びに救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成19年法律第103号）第2条に規定する救急医療用ヘリコプター（以下「救急医療用ヘリコプター」という。）及びこれに準ずるヘリコプターによる搬送をいう。</p>	救急医療	(略)	(略)	<p>1又は2の基準に該当すること。</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 当該病院において夜間等救急自動車等搬送件数が750件以上であること。</p> <p>※「夜間等救急自動車等搬送件数」とは、直近に終了した3会計年度における夜間（午後6時から翌日の午前8時までをいうものとし、休日を除く。）及び休日（日曜日、国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日、年末年始の日（1月1日を除く12月29日から1月3日まで）及び土曜日又はその振替日）における救急自動車等による搬送を受け入れた件数を<u>3</u>で除した数（災害医療においても同じ。）をいう。なお、「救急自動車等による搬送」とは、救急自動車及びこれに準ずる車両並びに救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成19年法律第103号）第2条に規定する救急医療用ヘリコプター（以下「救急医療用ヘリコプター」という。）及びこれに準ずるヘリコプターによる搬送をいう。</p>

精神科 救急医 療の場 合	(略)	(略)	(略)		精神科 救急医 療の場 合	(略)	(略)	(略)
災害医療	(略)	(略)		次の基準のすべてに該当すること。 1. 当該病院において時間外等加算割合が16%以上、又は夜間等救急自動車等搬送件数を3で除した数が600件以上であること。 2・3 (略)	災害医療	(略)	(略)	次の基準のすべてに該当すること。 1. 当該病院において時間外等加算割合が16%以上、又は夜間等救急自動車等搬送件数が600件以上であること。 2・3 (略)
(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)

(備 考)

(削除)

(備 考)

- 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの期間に医療法施行令第5条の5の規定に基づく社会医療法人の認定を申請する場合
次の表の業務の区分に掲げる当該業務の実績欄に掲げる字句ものは、それぞれ同表右欄の字句と読み替える。

業務の区分	読み替えられる字句	読み替える字句
救急医療	直近に終了した3会計年度	直近に終了した会計年度
	件数を3で除した件数	件数
精神科救 急医療の 場合	直近に終了した3会計年度	直近に終了した会計年度
	人口1万人対7.5件以上	人口1万人対2.5件以上
周産期医療	直近に終了した3会計年度	直近に終了した会計年度
	件数を3で除した件数	件数
	3件以上	1件以上
小児救急医 療	直近に終了した3会計年度	直近に終了した会計年度

- 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの期間に医療法第52条第1項の規定により社会医療法人の要件に該当する旨を説明する書類を届け出る場合又は医療法施行令第5条の5の規定に基づく社会医療法人の認定を申請する場合

次の表の業務の区分に掲げる当該業務の実績欄に掲げる字句ものは、それぞれ同表右欄の字句と読み替える。

業務の区分	読み替えられる字句	読み替える字句
救急医療	直近に終了した3会計年度	直近に終了した2会計年度
	件数を3で除した件数	件数を2で除した件数
精神科救	直近に終了した3会計年度	直近に終了した2会計年度

<u>急医療の場合</u>	<u>人口1万人対7.5件以上</u>	<u>人口1万人対5.0件以上</u>
<u>周産期医療</u>	<u>直近に終了した3会計年度</u>	<u>直近に終了した2会計年度</u>
	<u>件数を3で除した件数</u>	<u>件数を2で除した件数</u>
	<u>3件以上</u>	<u>2件以上</u>
<u>小児救急医療</u>	<u>直近に終了した3会計年度</u>	<u>直近に終了した2会計年度</u>

(新設)

○ 医療法施行令第5条の5の規定に基づく社会医療法人に係る認定の申請又は医療法第52条第1項の規定による社会医療法人の要件に該当する旨を説明する書類の届出における実績に令和2年2月以降の月の分の実績を含む場合

救急医療、災害医療及びべき地医療については以下の基準とする（特例部分は太字）。

<u>業務の区分</u>	<u>当該業務を行う病院又は診療所の構造設備</u>	<u>当該業務を行ったための体制</u>	<u>当該業務の実績</u>
<u>救急医療</u>	<u>次の基準に該当すること。</u> <u>当該病院が救急医療施設として必要な診療部門（診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所等）及び専用病床（専ら救急患者のために使用される病床をいう。）又は優先的に使用される病床（専用病床を有</u>	<u>次の基準のすべてに該当すること。</u> <u>1. 当該病院において時間外等加算割合が20%以上であること。</u> ※「時間外等加算割合」とは、直近に終了した3会計年度（医療法上の会計年度をいう。以下同じ。）における次に掲げる算定件数（療養の給付及び公費負担医療の費用に関する請求に関する省令（昭和51年厚生省令第36号）に定める方法により審査支払機関に請求を行い、支払を受けた件数をいう。以下同じ。）の合計の初診料算定件数に占める割合（災害医療においても同じ。）をいう。 ①診療時間以外の時間（休日及び深夜（午後10時から翌日の午前6時までをいう。以下同じ。）を除く。）において初診を行った場合の時間外加算の算定件数 ②休日（深夜を除く。）において	

	<p><u>していない</u> が、救急患 者のために 一定数確保 されている 病床をい う。)を有し ていているこ と。</p> <p><u>こと。</u></p> <p><u>2. 当該病</u> <u>院におい</u> <u>て救急患</u> <u>者に対し</u> <u>医療を提</u> <u>供する体</u> <u>制(いわ</u> <u>ゆるオン</u> <u>コール体</u> <u>制も含</u> <u>む。)を常</u> <u>に確保し</u> <u>ているこ</u> <u>と。</u></p>	<p><u>初診を行った場合の休日加算</u> <u>の算定件数</u></p> <p><u>③深夜において初診を行った場</u> <u>合の深夜加算の算定件数</u></p> <p><u>④時間外加算の特例の適用を受</u> <u>ける保険医療機関が初診を行</u> <u>った場合の当該時間外加算の</u> <u>特例の算定件数</u></p> <p><u>2. 当該病院において夜間等救急自動</u> <u>車等搬送件数を3で除した数が、別</u> <u>表1(*1)の上欄に掲げる月数の</u> <u>区分に応じて、それぞれ同表の中欄</u> <u>(直近に終了した3会計年度に国</u> <u>又は地方公共団体からの要請(新型</u> <u>コロナウイルス感染症の発生又は</u> <u>まん延に起因するものに限る。以下</u> <u>同じ。)を受けて休業した日がある</u> <u>場合は下欄)に掲げる基準値以上で</u> <u>あり、かつ、直近に終了した3会計</u> <u>年度のうち少なくとも1会計年度</u> <u>における夜間等救急自動車等搬送</u> <u>件数が750件以上であること。</u></p> <p><u>※「夜間等救急自動車等搬送件数」</u> <u>とは、直近に終了した3会計年度</u> <u>における夜間(午後6時から翌日</u> <u>の午前8時までをいうものとし、</u> <u>休日を除く。)及び休日(日曜日、</u> <u>国民の祝日に関する法律(昭和2</u> <u>3年法律第178号)第3条に規</u> <u>定する休日、年末年始の日(1月</u> <u>1日を除く12月29日から1</u> <u>月3日まで)及び土曜日又はその</u> <u>振替日)における救急自動車等に</u> <u>よる搬送を受け入れた件数をい</u> <u>う。また、「1会計年度における</u> <u>夜間等救急自動車等搬送件数」と</u> <u>は、直近に終了した3会計年度の</u> <u>うちいずれかの1会計年度にお</u> <u>ける夜間及び休日における救急</u> <u>自動車等による搬送を受け入れ</u></p>	
--	--	--	--

			<p><u>た件数をいう（災害医療においても同じ。）。</u>なお、「救急自動車等による搬送」とは、救急自動車及びこれに準ずる車両並びに救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成19年法律第103号）第2条に規定する救急医療用ヘリコプター（以下「救急医療用ヘリコプター」という。）及びこれに準ずるヘリコプターによる搬送をいう。</p>	
<u>精神科 救急医 療の場 合</u>	<p><u>次の基準に該 当すること。</u> <u>当該病院 が精神科救 急医療施設 として必要 な診療部門 (診察室、 処置室、保 護室、面会 室等)を有 しているこ と。</u></p>	<p><u>次の基準の すべてに該 当するこ と。</u></p> <p><u>1. 当該病 院の名称 がその所 在地の都 道府県が 定める医 療計画に おいて精 神科救急 医療の確 保に関す る事業に 係る医療 連携体制 に係る医 療提供施 設として 記載され ているこ と。</u></p> <p><u>2. 当該病 院が精神 保健及び 精神障害</u></p>	<p><u>次の基準に該当すること。</u> <u>当該病院において直近に終了し た3会計年度における精神疾患に 係る時間外等診療件数が、当該病院 の所在地が属する精神科救急医療 圏内の人口1万人対(7.5—国又 は地方公共団体からの要請を受けて 休業した日数×0.02÷3)件 以上であること。</u> ※「時間外等診療件数」とは、次に 掲げる算定件数の合計をいう。 ①<u>診療時間以外の時間(休日及び 深夜を除く。以下同じ。)にお いて初診又は再診を行った場 合の時間外加算の算定件数(患 者又はその看護に当たってい る者から電話等によって治療 上の意見を求められて指示し た場合に算定することができる 再診料の件数は除く。②から ④までにおいても同じ。)</u> ②<u>休日(深夜を除く。以下同じ。) において初診又は再診を行つ た場合の休日加算の算定件数</u> ③<u>深夜において初診又は再診を行つ た場合の深夜加算の算定 件数</u> ④<u>時間外加算の特例の適用を受</u></p>	

		<p><u>者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号）第5条の2第1号から第3号までに掲げる基準を満たすこと。</u></p>	<p><u>ける保険医療機関が初診又は再診を行った場合の当該時間外加算の特例の算定件数</u> <u>※なお、①～④以外であって、診療時間以外の時間、休日又は深夜における初診又は再診に引き続いて入院した患者数についても、「時間外等診療件数」に含めること。</u> <u>※精神科救急医療圏内の人口は、直近に公表された国勢調査又は人口推計年報（総務省統計局）による都道府県又は市区町村別の人口総数の合計数をいう。</u></p>	
災害医療	<p><u>次の基準のすべてに該当すること。</u></p> <p><u>1. 当該病院が災害医療施設として必要な次に掲げる施設（診療に必要な施設は耐震構造を有すること。）をすべて有していること。</u></p> <p><u>(1) 集中治療室</u></p> <p><u>(2) 診療部門（診察室、手術室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調査室）</u></p>	<p><u>次の基準のすべてに該当すること。</u></p> <p><u>1. 当該病院の名称がその所在地の都道府県が定める医療計画において災害医療の確保に関する事業に係る医療連携体制に係る医療提供施設として記載されていること。</u></p> <p><u>2. 当該病院において、過去において、災害時における都道府県又は国からの災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請を拒否しなかったこと。ただし、やむを</u></p>	<p><u>次の基準のすべてに該当すること。</u></p> <p><u>1. 当該病院において時間外等加算割合が16%以上、又は夜間等救急自動車等搬送件数を3で除した数が、別表2（*2）の上欄に掲げる月数の区分に応じて、それぞれ同表の中欄（直近に終了した3会計年度に国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がある場合は下欄）に掲げる基準値以上であり、かつ、直近に終了した3会計年度のうち少なくとも1会計年度における夜間等救急自動車等搬送件数が60件以上であること。</u></p> <p><u>2. 当該病院に勤務する職員が直近に終了した会計年度において、次に掲げる訓練又は研修に参加していること。</u></p> <p><u>(1) 都道府県又は国が実施する防災訓練</u></p> <p><u>(2) 国が実施する災害派遣医療チーム（DMAT）研修</u></p> <p><u>3. 過去において、災害時における都道府県又は国からの災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請を拒否しなかったこと。ただし、やむを</u></p>	

	<p><u>剤所等)</u> <u>及び病室</u> <u>(3) 備蓄倉庫</u> <u>2. 当該病院</u> <u>が災害医療施設として必要な次に掲げる設備をすべて有していること。</u> <u>(1) 簡易ベッド</u> <u>(2) 携帯用医療機器</u> <u>(3) 食料、飲料水及び医薬品等の物資</u> <u>(4) 自家発電装置</u> <u>(5) トリアージタッグ</u> <u>(6) 救急用自動車</u> <u>(7) 広域災害・救急医療情報システムの端末</u> <u>3. 当該病院の敷地内又は近接地にヘリコプターの離発着場を確保していること。</u></p>	<p><u>者に対し医療を提供する体制(いわゆるオンライン体制も含む。)を常に確保していること。</u></p> <p><u>3. 厚生労働省に登録された災害派遣医療チーム(DMAT)を有していること。</u></p> <p><u>得ない理由があると認められるときは、この限りでない。</u></p>	
--	--	--	--

<p><u>へき地医療</u></p> <p>※ 「へき地」とは、 へき地保 健医療対 策実施要 綱（平成 13年医 政発第5 29号） に基づく へき地を いう。</p>	<p>1又は2の基 準に該当する こと。</p> <p>1. 当該病院 がへき地医 療施設とし て必要な診 療部門（診 察室、処置 室、臨床検 査施設、工 ックス線診 療室、調剤 所等）及び 病室を有し ているこ と。</p> <p>また、必 要に応じ、 医師住宅又 は看護師住 宅を有して いること。</p> <p>2. 当該診療 所がへき地 診療所（へ き地保健医 療対策実施 要綱に基づ くへき地診 療所をい う。）として 必要な診療 部門（診察 室、処置室 等）を有し ているこ と。</p> <p>また、必 要に応じ、</p>	<p>次の基準に 該当するこ と。</p> <p>当該病 院又は診 療所の名 称がその 所在地の 都道府県 が定める 医療計画 において へき地医 療の確保 に関する 事業に係 る医療連 携体制に 係る医療 提供施設 として記 載されて いるこ と。</p> <p>なお、 へき地診 療所を開 設する医 療法人が 当該へき 地診療所 の所在地 の都道府 県におい て病院を 開設する 場合にあ っては、 当該すべ ての病院</p>	<p>へき地医療施設が病院の場合、1、2 又は3の基準に該当すること。この場 合において、医師の延べ派遣日数及び 巡回診療の延べ診療日数について、同 日同場所に派遣され又は巡回する医 師が複数の場合には、複数の派遣又は 巡回が適切な状況で行われているか どうかについて確認し、短時間である 等必要と判断する場合には、単数によ る派遣又は巡回として取り扱うこと。</p> <p>1. 当該病院において直近に終了した 会計年度におけるへき地に所在す る診療所（当該病院が所在する都道 府県内のへき地に所在する診療所 に限る。）に対する医師の延べ派遣 日数（派遣日数を医師数で乗じた日 数をいう。）が（53—国又は地方 公共団体からの要請を受けて医師 の派遣を行うことができなかつた 日数）人日以上であること。</p> <p>※派遣を行うことができなかつた 日数が1月あたり4日を超える 場合は、その月については当該日 数を4日として計算することと する。</p> <p>2. 当該病院において直近に終了した 会計年度におけるへき地（当該病院 が所在する都道府県内のへき地に 限る。）における巡回診療の延べ診 療日数（診療日数を医師数で乗じた日 数をいう。）が（53—国又は地方 公共団体からの要請を受けて巡 回診療を行うことができなかつた 日数）人日以上であること。</p> <p>※巡回診療を行うことができなか つた日数が1月あたり4日を超 える場合は、その月については当 該日数を4日として計算するこ ととする。</p> <p>3. 当該病院において直近に終了した</p>
--	--	---	--

	<p><u>医師住宅又は看護師住宅を有していること。</u></p>	<p><u>において、へき地の患者を受け入れるための病室その他へき地医療施設として必要な診療部門（診察室、処置室、臨床検査施設、エッセンス線診療室、調剤所等）を有し、かつ、へき地の患者を受け入れる体制を常に確保していること。</u></p> <p><u>また、へき地医療拠点病院に医師を派遣する当該病院にあっては、当該病院において、当該へき地医療拠</u></p>	<p>会計年度におけるへき地医療拠点病院（当該病院が所在する都道府県内のへき地医療拠点病院に限る。）に対する医師の延べ派遣日数（診療日数を医師数で乗じた日数をいう。）が（106—国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことができなかった日数）人日以上であること、かつ、当該へき地医療拠点病院からへき地診療所に対する医師の延べ派遣日数（当該病院から医師の派遣を受けて行われた当該へき地医療拠点病院から当該へき地診療所に対する医師の延べ派遣日数に限る。）が（106—国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことができなかった日数）人日以上であること、又は当該へき地医療拠点病院のへき地における巡回診療の延べ診療日数（当該病院から医師の派遣を受けて行われた当該へき地医療拠点病院の当該へき地における巡回診療の延べ診療日数に限る。）が（106—国又は地方公共団体からの要請を受けて巡回診療を行うことができなかった日数）人日以上であること。</p> <p><u>※それぞれ、医師の派遣を行うことができなかった日数又は巡回診療を行うことができなかった日数が1月当たり9日を超える場合は、その月については当該日数を9日として計算することとする。</u></p> <p>この場合において、当該病院から当該へき地医療拠点病院に派遣される医師の診療科と、当該へき地医療拠点病院から当該へき地診療所へ派遣される医師及び当該へき地</p>
--	------------------------------------	--	---

		<p><u>点病院が医師を派遣する当該へき地診療所に係るへき地の患者及び当該へき地医療拠点病院が巡回診療を行う当該へき地の患者を受け入れる体制を常に確保していること。</u></p> <p><u>における巡回診療を行う医師の診療科は同一であることが望ましい。</u></p> <p><u>べき地診療所の場合、次の基準に該当すること。</u></p> <p><u>当該へき地診療所において直近に終了した会計年度における診療日が（209—国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数）日以上であること。</u></p> <p><u>※国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数が1月当たり17日を超える場合は、その月については当該日数を17日として計算することとする。</u></p>	
--	--	---	--

* 1 別表1

<u>直近に終了した3会計年度に含まれる令和2年2月以降の月数</u>	<u>国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がない場合の基準値</u>	<u>国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がある場合の基準値（小数点以下1位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）</u>
<u>1月</u>	<u>748</u>	<u>国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を748から控除した数</u>
<u>2月</u>	<u>746</u>	<u>国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を746から控除した数</u>
<u>3月</u>	<u>745</u>	<u>国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を745から控除した数</u>
<u>4月</u>	<u>743</u>	<u>国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を743から控除した数</u>

<u>5月</u>	<u>7 4 1</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を7 4 1から控除した数
<u>6月</u>	<u>7 3 9</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を7 3 9から控除した数
<u>7月</u>	<u>7 3 7</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を7 3 7から控除した数
<u>8月</u>	<u>7 3 6</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を7 3 6から控除した数
<u>9月</u>	<u>7 3 4</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を7 3 4から控除した数
<u>10月</u>	<u>7 3 2</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を7 3 2から控除した数
<u>11月</u>	<u>7 3 0</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を7 3 0から控除した数
<u>12月</u>	<u>7 2 9</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を7 2 9から控除した数
<u>13月</u>	<u>7 2 7</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を7 2 7から控除した数
<u>14月</u>	<u>7 2 5</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を7 2 5から控除した数
<u>15月</u>	<u>7 2 3</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を7 2 3から控除した数
<u>16月</u>	<u>7 2 1</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を7 2 1から控除した数
<u>17月</u>	<u>7 2 0</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を7 2 0から控除した数

<u>18月</u>	<u>718</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を718から控除した数
<u>19月</u>	<u>716</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を716から控除した数
<u>20月</u>	<u>714</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を714から控除した数
<u>21月</u>	<u>712</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を712から控除した数
<u>22月</u>	<u>711</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を711から控除した数
<u>23月</u>	<u>709</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を709から控除した数
<u>24月</u>	<u>707</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を707から控除した数
<u>25月</u>	<u>705</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を705から控除した数
<u>26月</u>	<u>703</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を703から控除した数

* 2 別表2

<u>直近に終了した3会計年度に含まれる令和2年2月以降の月数</u>	<u>国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がない場合の基準値</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がある場合の基準値（小数点以下1位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）
<u>1月</u>	<u>599</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を599から控除した数
<u>2月</u>	<u>597</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得

		た数を597から控除した数
<u>3月</u>	<u>596</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を596から控除した数
<u>4月</u>	<u>594</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を594から控除した数
<u>5月</u>	<u>593</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を593から控除した数
<u>6月</u>	<u>591</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を591から控除した数
<u>7月</u>	<u>590</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を590から控除した数
<u>8月</u>	<u>589</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を589から控除した数
<u>9月</u>	<u>587</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を587から控除した数
<u>10月</u>	<u>586</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を586から控除した数
<u>11月</u>	<u>584</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を584から控除した数
<u>12月</u>	<u>583</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を583から控除した数
<u>13月</u>	<u>581</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を581から控除した数
<u>14月</u>	<u>580</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を580から控除した数
<u>15月</u>	<u>579</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得

		た数を 5 7 9 から控除した数	
<u>16月</u>	<u>5 7 7</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に 2 を乗じて得た数を 3 で除して得た数を 5 7 7 から控除した数	
<u>17月</u>	<u>5 7 6</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に 2 を乗じて得た数を 3 で除して得た数を 5 7 6 から控除した数	
<u>18月</u>	<u>5 7 4</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に 2 を乗じて得た数を 3 で除して得た数を 5 7 4 から控除した数	
<u>19月</u>	<u>5 7 3</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に 2 を乗じて得た数を 3 で除して得た数を 5 7 3 から控除した数	
<u>20月</u>	<u>5 7 1</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に 2 を乗じて得た数を 3 で除して得た数を 5 7 1 から控除した数	
<u>21月</u>	<u>5 7 0</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に 2 を乗じて得た数を 3 で除して得た数を 5 7 0 から控除した数	
<u>22月</u>	<u>5 6 8</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に 2 を乗じて得た数を 3 で除して得た数を 5 6 8 から控除した数	
<u>23月</u>	<u>5 6 7</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に 2 を乗じて得た数を 3 で除して得た数を 5 6 7 から控除した数	
<u>24月</u>	<u>5 6 6</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に 2 を乗じて得た数を 3 で除して得た数を 5 6 6 から控除した数	
<u>25月</u>	<u>5 6 4</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に 2 を乗じて得た数を 3 で除して得た数を 5 6 4 から控除した数	
<u>26月</u>	<u>5 6 3</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に 2 を乗じて得た数を 3 で除して得た数を 5 6 3 から控除した数	

○医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類（「社会医療法人の認定について」（平成20年3月31日医政発0331008号）添付書類1-2（救急医療））の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前	
〔夜間等救急自動車等搬送件数〕		〔夜間等救急自動車等搬送件数〕	
消防機関の救急自動車による搬送件数	① 件	消防機関の救急自動車による搬送件数	① 件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	② 件	医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	② 件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	③ 件	民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	③ 件
ヘリコプターによる搬送件数	④ 件	ヘリコプターによる搬送件数	④ 件
合 計	件	合 計	件
3会計年度平均	件	3会計年度平均	件
直近に終了した3会計年度に含まれる令和2年2月以降の月数	月	(新設)	(新設)
直近に終了した3会計年度中に国又は地方公共団体からの要請（新型コロナウイルスの発生又はまん延に起因するものに限る。以下同じ。）を受けて休業した日がない場合の基準値（別添1中別表1中欄又は別表2中欄参照）	⑤ 件	(新設)	(新設)
直近に終了した3会計年度における国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数（※）	⑥ 日	(新設)	(新設)
直近に終了した3会計年度中に国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がある場合の基準値（⑤-⑥×2÷3）	件	(新設)	(新設)
(記載上の注意事項)		(記載上の注意事項)	
○ 直近に終了した3会計年度における夜間（午後6時から翌日の午前8時までとし、休日を除く。）及び休日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日及び年末年始の日（1月1日を除く12月29日から1月3日まで）及び土曜日又はその振替日）の救急搬送件数を記載すること。		○ 直近に終了した3会計年度における夜間（午後6時から翌日の午前8時までとし、休日を除く。）及び休日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日及び年末年始の日（1月1日を除く12月29日から1月3日まで）及び土曜日又はその振替日）の救急搬送件数を記載すること。	

※国又は地方公共団体からの要請により休業した日数

期間	日数
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
通算日数	⑥ 日

(新設)

添付資料

- 夜間等救急自動車等搬送件数明細表
- 夜間等救急自動車等搬送件数を証明する書類（救急搬送証明書等の写し（患者の氏名及び住所に係る記載の部分については、消去等の処理をすること。））

夜間等救急自動車等搬送件数明細表

(自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日)	
消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件
合計	件

(自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日)	
消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件
合計	件

(自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日)	
消防機関の救急自動車による搬送件数	件

添付資料

- 夜間等救急自動車等搬送件数明細表
- 夜間等救急自動車等搬送件数を証明する書類（救急搬送証明書等の写し（患者の氏名及び住所に係る記載の部分については、消去等の処理をすること。））

夜間等救急自動車等搬送件数明細表

(自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日)	
消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件
(新設)	(新設)

(自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日)	
消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件
(新設)	(新設)

(自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日)	
消防機関の救急自動車による搬送件数	件

医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件	医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件	民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件	ヘリコプターによる搬送件数	件
合計	件	(新設)	(新設)
(合計) (略)		(合計) (略)	

○医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類（「社会医療法人の認定について」（平成20年3月31日医政発0331008号）添付書類1-3（精神科救急医療））の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前	
〔精神科救急医療圈〕		〔精神科救急医療圈〕	
精神科救急医療圏名	人 口	精神科救急医療圏名	人 口
(7) 人(統計表名)		(7) 人(統計表名)	
人口1万人対時間外等診療件数(⑥／⑦×10,000)	人	人口1万人対時間外等診療件数(⑥／⑦×10,000)	人
国又は地方公共団体からの要請（新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するものに限る。）を受け て休業した日数（※）	⑧ 日	(新設)	(新設)
7. 5 - ⑧ × 0. 02 ÷ 3		(新設)	(新設)

(記載上の注意事項)

- 直近に公表された国勢調査又は人口推計年報（総務省統計局）による都道府県又は市区町村別の人口総数の合計数を記載すること。

※国又は地方公共団体からの要請により休業した日数

期間	日数
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
通算日数	⑧ 日

(新設)

○医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類（「社会医療法人の認定について」（平成20年3月31日医政発0331008号）添付書類3-1（へき地医療））の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前																
[へき地に所在する診療所に対する医師の延べ派遣日数] (略)	[へき地に所在する診療所に対する医師の延べ派遣日数] (略)																
<u>〔国又は地方公共団体からの要請（新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するものに限る。以下同じ。）を受けて派遣を行うことができなかつた日がある場合〕</u>	<u>〔新設〕</u>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th><th>日数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年 月 日～ 年 月 日</td><td>日</td></tr> <tr> <td><u>通算日数</u></td><td><u>日</u></td></tr> </tbody> </table>	期間	日数	年 月 日～ 年 月 日	日	年 月 日～ 年 月 日	日	年 月 日～ 年 月 日	日	年 月 日～ 年 月 日	日	年 月 日～ 年 月 日	日	年 月 日～ 年 月 日	日	<u>通算日数</u>	<u>日</u>	
期間	日数																
年 月 日～ 年 月 日	日																
年 月 日～ 年 月 日	日																
年 月 日～ 年 月 日	日																
年 月 日～ 年 月 日	日																
年 月 日～ 年 月 日	日																
年 月 日～ 年 月 日	日																
<u>通算日数</u>	<u>日</u>																
<p>※ 「医師の延べ派遣日数」の合計欄は、53人日以上（へき地医療拠点病院の指定を受けている社会医療法人にあっては、他の医療法人から医師の派遣を受けて行われたへき地診療所に対する医師の派遣の延べ派遣日数は除く。）であること。 <u>国又は地方公共団体からの要請を受けて派遣を行うことができなかつた日がある場合は、（53—国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことができなかつた日数）人日以上であること。（派遣を行うことができなかつた日数が1月あたり4日を超える場合は、その月については当該日数を4日として計算することとする。）</u></p>	<p>※ 「医師の延べ派遣日数」の合計欄は、53人日以上（へき地医療拠点病院の指定を受けている社会医療法人にあっては、他の医療法人から医師の派遣を受けて行われたへき地診療所に対する医師の派遣の延べ派遣日数は除く。）であること。</p>																

○医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類（「社会医療法人の認定について」（平成20年3月31日医政発0331008号）添付書類3-2（へき地医療））の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前																
<p>[へき地に対する巡回診療の延べ診療日数]</p> <p>(略)</p> <p><u>[国又は地方公共団体からの要請（新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するものに限る。以下同じ。）を受けて派遣を行うことができなかつた日がある場合]</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th><th>日数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年 月 日～ 年 月 日</td><td>日</td></tr> <tr> <td>通算日数</td><td>日</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 「延べ診療日数」の合計欄は、53人日以上（へき地医療拠点病院の指定を受けている社会医療法人にあっては、他の医療法人から医師の派遣を受けて行われたへき地における巡回診療の延べ診療日数は除く。）であること。<u>国又は地方公共団体からの要請を受けて巡回診療を行うことができなかつた日がある場合は、（53—国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の巡回診療を行うことができなかつた日数）人日以上であること。（巡回診療を行うことができなかつた日数が1月あたり4日を超える場合は、その月については当該日数を4日として計算することとする。）</u></p>	期間	日数	年 月 日～ 年 月 日	日	年 月 日～ 年 月 日	日	年 月 日～ 年 月 日	日	年 月 日～ 年 月 日	日	年 月 日～ 年 月 日	日	年 月 日～ 年 月 日	日	通算日数	日	<p>[へき地に対する巡回診療の延べ診療日数]</p> <p>(略)</p> <p><u>（新設）</u></p>
期間	日数																
年 月 日～ 年 月 日	日																
年 月 日～ 年 月 日	日																
年 月 日～ 年 月 日	日																
年 月 日～ 年 月 日	日																
年 月 日～ 年 月 日	日																
年 月 日～ 年 月 日	日																
通算日数	日																

○医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類（「社会医療法人の認定について」（平成20年3月31日医政発0331008号）添付書類3-3（へき地医療））の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前																
[へき地診療所診療日数] (略) (記載上の注意事項) <input type="radio"/> 直近に終了した会計年度におけるへき地診療所の診療日数等を記載すること。 添付資料 <input type="radio"/> へき地診療所診療日明細表	[へき地診療所診療日数] (略) (記載上の注意事項) <input type="radio"/> 直近に終了した会計年度におけるへき地診療所の診療日数等を記載すること。 添付資料 <input type="radio"/> へき地診療所診療日明細表																
<u>〔国又は地方公共団体からの要請（新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するものに限る。以下同じ。）を受けて派遣を行うことができなかつた日がある場合〕</u>	(新設)																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th><th>日数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年 月 日～ 年 月 日</td><td>日</td></tr> <tr> <td><u>通算日数</u></td><td><u>日</u></td></tr> </tbody> </table>	期間	日数	年 月 日～ 年 月 日	日	年 月 日～ 年 月 日	日	年 月 日～ 年 月 日	日	年 月 日～ 年 月 日	日	年 月 日～ 年 月 日	日	年 月 日～ 年 月 日	日	<u>通算日数</u>	<u>日</u>	
期間	日数																
年 月 日～ 年 月 日	日																
年 月 日～ 年 月 日	日																
年 月 日～ 年 月 日	日																
年 月 日～ 年 月 日	日																
年 月 日～ 年 月 日	日																
年 月 日～ 年 月 日	日																
<u>通算日数</u>	<u>日</u>																
<p>※ 「診療日数（年間）」は、209日以上であること。国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がある場合は、（209—国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数）日以上であること。（休業した日数が1月あたり17日を超える場合は、その月については当該日数を17日として計算することとする。）</p>																	

○医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類（「社会医療法人の認定について」（平成20年3月31日医政発0331008号）添付書類3-4（へき地医療））の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前																
[へき地医療拠点病院に対する医師の延べ派遣日数] (略)	[へき地医療拠点病院に対する医師の延べ派遣日数] (略)																
<u>〔国又は地方公共団体からの要請（新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するものに限る。以下同じ。）を受けて派遣を行うことができなかつた日がある場合〕</u>	<u>〔新設〕</u>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th><th>日数</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>年 月 日～ 年 月 日</td><td>日</td></tr> <tr><td>通算日数</td><td>日</td></tr> </tbody> </table>	期間	日数	年 月 日～ 年 月 日	日	年 月 日～ 年 月 日	日	年 月 日～ 年 月 日	日	年 月 日～ 年 月 日	日	年 月 日～ 年 月 日	日	年 月 日～ 年 月 日	日	通算日数	日	
期間	日数																
年 月 日～ 年 月 日	日																
年 月 日～ 年 月 日	日																
年 月 日～ 年 月 日	日																
年 月 日～ 年 月 日	日																
年 月 日～ 年 月 日	日																
年 月 日～ 年 月 日	日																
通算日数	日																
※ 「医師の延べ派遣日数」の合計欄は、106人日以上であること。 <u>国又は地方公共団体からの要請を受けて派遣を行うことができなかつた日がある場合は、(106一国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことができなかつた日数)人日以上であること。（派遣を行うことができなかつた日数が1月あたり9日を超える場合は、その月については当該日数を9日として計算することとする。）</u> (略) [へき地医療拠点病院からへき地診療所に対する医師の延べ派遣日数] (略) <u>〔国又は地方公共団体からの要請を受けて派遣を行うことができなかつた日</u>	※ 「医師の延べ派遣日数」の合計欄は、106人日以上であること。 (略) [へき地医療拠点病院からへき地診療所に対する医師の延べ派遣日数] (略) <u>〔新設〕</u>																

がある場合】

期間	日数
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
通算日数	日

※ 「医師の延べ派遣日数」の（純増　　人日）の合計欄は、106 人日以上であること。国又は地方公共団体からの要請を受けて派遣を行うことができなかった日がある場合は、(106－国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことができなかった日数) 人日以上であること。（派遣を行うことができなかった日数が1月あたり9日を超える場合は、その月については当該日数を9日として計算することとする。）

※ 「医師の延べ派遣日数」の（純増　　人日）の合計欄は、106 人日以上であること。

○医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類（「社会医療法人の認定について」（平成20年3月31日医政発0331008号）添付書類3-5（へき地医療））の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前																
[へき地医療拠点病院に対する医師の延べ派遣日数] (略)	[へき地医療拠点病院に対する医師の延べ派遣日数] (略)																
<u>[国又は地方公共団体からの要請（新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するものに限る。以下同じ。）を受けて派遣を行うことができなかつた日がある場合]</u>	(新設)																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th><th>日数</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>年 月 日～ 年 月 日</td><td>日</td></tr> <tr><td>通算日数</td><td>日</td></tr> </tbody> </table>	期間	日数	年 月 日～ 年 月 日	日	年 月 日～ 年 月 日	日	年 月 日～ 年 月 日	日	年 月 日～ 年 月 日	日	年 月 日～ 年 月 日	日	年 月 日～ 年 月 日	日	通算日数	日	
期間	日数																
年 月 日～ 年 月 日	日																
年 月 日～ 年 月 日	日																
年 月 日～ 年 月 日	日																
年 月 日～ 年 月 日	日																
年 月 日～ 年 月 日	日																
年 月 日～ 年 月 日	日																
通算日数	日																
※ 「医師の延べ派遣日数」の合計欄は、106人日以上であること。 <u>国又は地方公共団体からの要請を受けて派遣を行うことができなかつた日がある場合は、(106－国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことができなかつた日数)人日以上であること。（派遣を行うことができなかつた日数が1月あたり9日を超える場合は、その月については当該日数を9日として計算することとする。）</u> (略)	※ 「医師の延べ派遣日数」の合計欄は、106人日以上であること。 (略)																
[へき地に対する巡回診療の延べ診療日数] (略) <u>[国又は地方公共団体からの要請を受けて巡回診療を行うことができなかつた日がある場合]</u>	[へき地に対する巡回診療の延べ診療日数] (略) (新設)																

期間	日数
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
通算日数	日

※ 「延べ診療日数」の（純増　人日）の合計欄は、106人日以上であること。
国又は地方公共団体からの要請を受けて巡回診療を行うことができなかった日
がある場合は、（106－国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の巡回診療
を行うことができなかった日数）人日以上であること。巡回診療を行うことができ
なかった日数が1月あたり9日を超える場合は、その月については当該日
数を9日として計算することとする。）

※ 「延べ診療日数」の（純増　人日）の合計欄は、106人日以上であること。